

各種表彰規程

(表彰)

第1条 定款第3条に定める当協会の目的である山梨県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力の向上に寄与した者を、同第4条7号及び本規程により表彰する。

(表彰対象者)

第2条 表彰対象者は人格及び品行に優れ、下記の各号に該当するものとする。

- (1) 評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 各委員長として4年以上(2期以上)の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、満50歳以上(4月2日付け)で本協会において運営において多大な成績のあった者。
- (4) 本協会所属の優秀なる成績を残し、競技生活も優秀な競技者。
- (5) その他、理事会で推薦し、認められた者。

(表彰の名称と表彰者数)

第3条 表彰の種類等は下記のとおりとする。

- (1) 山梨陸上競技協会功労賞 若干名
- (2) 山梨県記録章 樹立者
- (3) 山梨陸上競技協会優秀選手賞
 - ・特別優秀選手賞
日本代表として国際競技会に出場した競技者
 - ・最優秀選手賞
その年度の最も優秀な競技者 男女各1名
 - ・優秀選手賞
小学生 若干名
中学生、高校生、大学生及び学生以外の競技者部門から各6名

(表彰者の選考)

第4条 推薦者及び選考は下記のとおりとする。

- (1) 推薦者は規程の様式による推薦調書を会長に提出する。
- (2) 優秀選手及び最優秀選手は強化委員会が、推薦調書を会長に提出する。
- (3) 選考は理事会にて検討し、決定する。

(表彰式)

第5条 本協会規定の表彰は次の機会に行う。

- (1) 山梨陸上競技協会功労賞 山梨県選手権大会時
- (2) 山梨県記録章 山梨県選手権大会時
- (3) 山梨陸上競技協会優秀選手賞 年度終了時(各学校等にて表彰)
- (4) その他、特別の機会

〔関係機関 栄章授与者推薦基準〕

関東陸上競技協会感謝状 推薦基準

関東陸上競技協会表彰の推薦基準は次の通りとする。

- (1) 本協会の評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 本協会の委員長として6年以上（3期以上）の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、満50歳以上（4月2日付け）で本協会の運営において多大な功績のあった者。
- (4) その他、本協会の発展新興に功績があり、理事会で認められた者。
- (5) 推薦者は規定の推薦調書を会長宛に提出し、理事会をもって選考会とする。

公益財団法人山梨県体育功労賞 推薦基準

公益財団法人山梨県体育協会による体育功労者表彰の推薦基準は次の通りとする。

- (1) 本協会の評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 本協会の委員長として8年以上（4期以上）の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、満50歳以上（4月2日付け）で本協会の運営において多大な功績のあった者。
- (4) 推薦者は規定の推薦調書を会長宛に提出し、理事会をもって選考会とする。

公益財団法人日本陸上競技連盟の各種表彰規程

公益財団法人日本陸上競技連盟は功労者、功績者、勲功者及び優秀競技者に対して、それぞれの栄章及び諸記録章を贈り、その名誉を表彰するため、次の規定を定める。

- (1) 功 労 章
 - ・日本陸上競技界に功労のあった者に贈与する。（陸連 毎年3人以内）
 - ・秩父宮章を受章した者であること。
- (2) 秩父宮章
 - ・日本陸上競技連盟あるいは加盟団体に功績があった者に贈与する。
 - ・山梨陸上競技協会の推薦受け、関東陸上競技協会から推薦。（関東陸協 毎年4名以内）
- (3) 高校優秀指導者章
 - ・高校生競技者または18歳未満の勤労競技者指導者として、特に功労のあった者に贈与する。但し、現場で直接指導されておられる方であること。
 - ・山梨県高等学校体育連盟陸上専門部から推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦（毎年1人）
- (4) 中学優秀指導者章
 - ・中学生競技者の指導者として特に功労のあった者に贈与する。但し、現場で直接指導されておられる方であること
 - ・山梨県中学校体育連盟陸上専門部から推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦。（毎年1人）
- (5) 高校生優秀選手章
 - ・高校生競技者または18歳未満の勤労競技者として優秀な者に贈与する。
 - ・山梨県高等学校陸上専門部から推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦。（毎年1人）
- (6) 中学優秀選手章
 - ・中学生競技者として優秀な者に贈与する。
 - ・山梨県中学体育連盟陸上専門部の推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦。（毎年1人）

- (7) 勲功章
- ①オリンピック及び世界陸上競技選手権大会の入賞者（制限なし）
 - ②アジア競技会、ユニバーシアード及び世界ジュニア陸上競技選手権大会の金メダリスト（制限なし）
- (8) 競技者育成章
- ・オリンピック及び世界陸上選手権大会の入賞の本人推薦による、各年代（大学、高校、中学、小学校など）の育成指導者にあたった者。（制限なし）
- (9) 諸記録章
- ・日本人で世界記録、ジュニア世界記録、室内世界記録、日本記録、ジュニア日本記録及び室内日本記録を樹立した者に授与する。（制限なし）
- (10) 浄財寄付者顕章
- ・本連盟の浄財を寄付した者、又は本連盟の財政に寄与した者に記念品をおくって顕章する。（制限なし）
- (11) アスレティック・アワード
- ・アスリート・オブ・ザ・イヤー
当年においてその活躍が最も顕著であった競技者に授与する（陸連 毎年1名以内）
 - ・最優秀選手賞
当年において優秀な成績を収めた競技者に授与する。（陸連 毎年若干名）
 - ・新人賞
当年の活躍が顕著であり、将来が期待される競技者に授与する。（毎年3名以内）
 - ・特別賞
陸上競技を通じて活動や活躍が広く社会に対して貢献したと認められた者もしくは団体に授与する。（毎年若干名）
- (12) 「安藤百福章記念章」指導者表彰
- ・青少年の陸上競技指導育成に功績のあった人々を顕彰
 - ・山梨県小学校連合の推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦（毎年1人）